

様式第8号（第12条関係）

日光市指令廃第140号

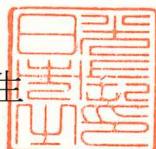
住 所 日光市大室1285番地6
氏 名 株式会社 衛生管理センター
代表取締役 神田 聰子 様

日光市一般廃棄物処理業許可証

令和3年3月10日 付けて申請があった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可する。

令和3年3月12日

日光市長 大嶋一 生



① 氏名及び住所	日光市大室1285番地6 株式会社 衛生管理センター 代表取締役 神田 聰子
② 事務所の所在地	日光市大室1285番地6
③ 取り扱う廃棄物の種類	ごみ（事業系一般廃棄物） ごみ（家庭系一般廃棄物） 浄化槽汚泥
④ 収集・運搬及び処分の別	収集及び運搬
⑤ 対象区域	ごみ：日光市 全域 浄化槽汚泥：今市 地域・日光 地域・ 足尾 地域・栗山 に限る
⑥ 期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日
⑦ 条件	<ul style="list-style-type: none">日光市許可第4号積替、保管を除く。日光市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令の基準を順守すること。